

第13回 さまざまな働き方・新たな働き方

◎今回の概要:

企業に雇われて働くことは、一般的には民間企業・私企業で働くことを指しています。しかし、働く場にはそれ以外に国・地方自治体等があり、労働者はそこでは公務労働者として働きます。またNPOやNGOで働くこともあります。このように様々な働く場がありますが、今回は、特に公務労働者を中心に、そこで何が起きているのか見ます。

◎官製ワーキングプア

○非正規公務員

- ・公務員約400万人弱：国家公務員約90万人弱、うち特別職30万人・一般職60万人  
地方公務員約300万人（2007年調査） ※ただし、非正規職員は含まず
- ・国の非正規職員20万から30万人、地方公務員の非正規は100万人超と推計（布施哲也推計）
- ・公務員の三人に一人は、非正規の職員：公務員は労働者なのか、公務員にスト権はあるのか

○自治体非常勤職員

- ・非正規職員：臨時職員・嘱託・再任用：非正規率33.1%、推計70万人（2012年自治労調査）  
非正規率は民間並み：非正規が正規を上回る自治体は調査回答自治体の1割80団体
- ・最も非正規率の高い職種：学童保育指導員92.8%、消費生活相談員86.3%
- ・非正規職の特徴：自治体が直接提供する公共サービスの主要な担い手
- ・給与：時給900円未満、月給16万円未満が過半数、年収200万円弱、ワーキングプア状態
- ・任用期間は大半1年以内：担当部局が任意で採用
- ・非正規賃金は、「物品費」の科目に計上：正規から非正規への置換で、見かけ上の「人件費」は削減

○教員の非正規化

- ・定数内臨時教員：任期は建前上1年を超えない：1日の空白
- ・再任用決定は新年度が始まる3～4日前：臨時教員の賃金収入は正規教員の半分

◎民間委託

○指定管理者制度：2003年に地方自治法の改正で生まれた制度

- ・あらゆる施設が対象：ハコ物の維持管理業務を民間に移行：大幅な経費削減
- ・委託料は市職員の人件費総額以下：委託先企業人件費は、正職員・嘱託・臨時職員以下の賃金
- ・入札による際限のないダンピング競争、賃金へ影響：指定管理者制度で多発するトラブル

○民間企業への業務委託

- ・警備・清掃・給食・保育所運営業務など：自治体出資企業もあり：偽装請負問題が発生

◎公務労働における内からの雇用劣化と外への雇用劣化

○公務員と民間企業での非正規化・雇用の外部化の類似性

- ・内からの雇用劣化：職員の非正規化 = 民間：正社員の非正規化
- ・外への雇用劣化：民間委託・業務委託 = 民間：下請、人材ビジネス（派遣・請負）利用

#### ◎公契約条例

- ILO94条：1949年：公契約における労働条項に関する条約：62か国批准、日本は未批准
  - ・「公的事業で得る企業は、労働者に人間らしい労働条件を保証すべきである」
- 各地の公契約条例制定
  - ・山形県公共調達基本条例：2008年6月
  - ・千葉県野田市公契約条例制定：2009年9月

#### ◎ビデオ

クローズアップ現代 広がる“労働崩壊”～公共サービスの担い手に何が～  
2016年2月22日 NHK 約22分

#### ◎参考文献

- ・上林陽治『非正規公務員』日本評論社、2012年
- ・上林陽治『非正規公務員という問題 問われる公共サービスのあり方』岩波ブックレット、2013
- ・上林陽治『非正規公務員の現在 深化する格差』日本評論社、2015年
- ・布施哲也『官製ワーキングプア 自治体の非正規雇用と民間委託』七つ森書館、2008年
- ・城塚健之『官製ワーキングプアを生んだ公共サービス「改革」』自治体研究社、2008年
- ・小畑精武『公契約条例入門 地域が幸せになる〈新しい公共〉ルール』旬報社、2010年